日調連発第１７８号
令和８年１０月９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和８年（2026 年）熊本地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおりお知らせがありましたので、通知します。

各土地家屋調査士会におかれましては、本件に関する留意点について所属会員への周知をお願いします。また、特に関係する地域の土地家屋調査士会におかれましては、管轄の法務局又は地方法務局と十分に協議・調整いただき、表示に関する登記申請に遺漏が生じることのないようご配慮願います。

法務省民二第９４７号
令和８年１０月９日

日本土地家屋調査士会連合会長　岡田　潤一郎　殿

法務省民事局民事第二課長　北　村　治　樹
（公印省略）

令和８年熊本地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について

標記について、関係する法務局・地方法務局に対し、別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

法務省民二第９４６号
令和８年１０月９日

福岡法務局民事行政部長　殿
熊本地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

令和８年熊本地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

令和８年熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の取扱い等については、本年７月３１日付け法務省民二第７９６号当職通知によりお知らせしたところですが、同年８月１４日及び９月２５日、国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）が、公表を停止していた基準点の一部について、その改定後の測量成果（以下「改定成果」という。）を公表したことを踏まえ、本日以降において、分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成等に関する留意点を下記のとおり整理したので、貴管下登記官に周知願います。

なお、改定成果が公表されていない地域の取扱いについては、その公表後において改めて通知することとしていますので留意願います。

記

１　改定成果が公表された地域

熊本市（一部地域を除く。）、八代市（一部地域を除く。）、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市（一部地域を除く。）、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町（一部地域を除く。）、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町（一部地域を除く。）、上益城郡嘉島町（一部地域を除く。）、上益城郡益城町（一部地域を除く。）、上益城郡甲佐町（一部地域を除く。）、上益城郡山

都町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

２　改定成果が公表された地域における地積測量図の作成方法及びその取扱い

地積測量図には、原則として、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない(不動産登記規則(平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。)第７７条第１項第８号)ところ、地理院による改定成果が公表された地域において、分筆の登記等に伴って提出される地積測量図については、当該地積測量図の作成者に対し、次のように求めるものとする。

(1) 改定成果の公表の日より後の測量成果により作成する地積測量図

ア　与点として使用した近傍の基本三角点等について、その管理者が再測量又は地理院の示す方式による座標変換（以下「パラメータ変換」という。）をして成果の改定をしている場合

地積測量図に記録する基本三角点等の点名の横に、再測量又はパラメータ変換がされたものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、公共座標として取り扱うものとする。

イ　与点として使用した近傍の基本三角点等について、その管理者が再測量又はパラメータ変換によって成果の改定をしていない場合

地積測量図に記録する基本三角点等の点名の横に、再測量又はパラメータ変換がされていないものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、任意座標として取り扱うものとする。

ウ　地積測量図の作成者がパラメータ変換をしている場合

与点として使用した近傍の基本三角点等について、その管理者が再測量又はパラメータ変換をしていない場合において、地積測量図の作成者である土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人(以下「土地家屋調査士等」という。)が当該基本三角点等及び筆界点の座標値を自らパラメータ変換をして地積測量図に記録しているときは、当該地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に、地積測量図の作成者がパラメータ変

換をしたものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、公共座標に準ずるものとして取り扱うものとする。

(2) 本年７月３０日から改定成果の公表の日までの測量成果により作成する地積測量図

ア　地積測量図の作成者が、公表された改定成果に基づき測量に当たって使用した近傍の基本三角点等の座標値を改算するとともに筆界点座標値を修正している場合

地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に座標値を改算したものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、公共座標に準ずるものとして取り扱うものとする。

イ　測量に当たって使用した近傍の基本三角点等の座標値の改算等が行われていない場合

地積測量図の作成者に対し、可能な限り改算等をするように求めるものとするが、これに応じないときは、地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に座標値を改算していないものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、近傍の基本三角点等の座標値の改算等がされていない場合の筆界点座標値は、任意座標として取り扱うものとする。

(3) 本年７月３０日より前の測量成果により作成された地積測量図

本年７月３０日より前の測量成果により作成された地積測量図については、同月３１日付け法務省民二第７９６号当職通知の記２(2)のとおり、地震後に、その成果について点検が行われ、その点検結果において相対的位置関係に変動がない(公差の範囲内)ことが確認された場合には、任意座標として取り扱うものとする。

この場合には、その旨を規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士等が作成した不動産に係る調査に関する報告(これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。)に記録することを求めるものとする。

なお、この点検・確認がされていない地積測量図が提出された場合には、必要に応じて実地調査を行った上で、その適否を判断するものとする。

(4) 電子基準点に基づく測量成果により作成された地積測量図

改定成果が公表された後の電子基準点に基づき測量がされている場合には、通常の取扱いと異なる点はないが、本年７月３０日よりも前の電子基準点を利用した測量成果により作成された地積測量図については、前記(3)と同様に取り扱うものとする。

なお、本年７月３０日から改定成果が公表されるまでの間は、基準点測量成果の公表が停止された地域の電子基準点を利用した測量をすることはできないため、この期間に当該電子基準点に基づく測量を行ったとする地積測量図の提出があった場合には、当該地積測量図の作成者に内容を確認し、所要の処理をするものとする。

３　地図情報システムの取扱い

地図情報システムに登録されている地図等の筆界点座標値のパラメータ変換がされるまでの間は、座標値入力により地図等の異動修正の処理ができないことから、按分入力等の精度を維持することができる入力方法により行うものとする。